

明石市「赤ちゃんの駅」事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市の公共施設及び民間施設において、乳幼児を連れて人が授乳やオムツ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を明石市「赤ちゃんの駅」(以下「赤ちゃんの駅」という。)として登録し、その所在の周知に努めることで子育て家庭の外出を支援し、地域社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 「赤ちゃんの駅」を利用できる者は、乳児及び幼児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第1号及び第2号に規定する乳児及び幼児をいう。)連れの保護者とし、授乳又はおむつ交換の場合に利用できるものとする。

(登録対象施設)

第3条 「赤ちゃんの駅」として登録できる対象施設は、市内の公共施設又は小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設その他の民間施設とする。

(登録基準)

第4条 前条に規定する登録の対象となる施設は、次の各号の両方若しくは一方の基準を満たす施設とする。

(1) 利用者が外部の目を気にせずに授乳できる設備があること。

(2) ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備があること。

2 調乳用のお湯を提供する場合は、「乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取り扱いに関するガイドライン(2007年世界保健機関、国連食糧農業機関共同作成)」に沿って提供するものとする。

(登録方法)

第5条 「赤ちゃんの駅」の登録を希望する施設は、明石市「赤ちゃんの駅」登録申請書(様式第1号)または、あかし子育て応援企業認定事業実施要綱のあかし子育て応援企業認定申請書(様式第1号)及び明石市「赤ちゃんの駅」登録申請書別紙1を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは速やかに審査し、前条の登録基準を満たすと認めるときは、明石市「赤ちゃんの駅」登録証(様式第2号)を申請者に交付し、「赤ちゃんの駅」として登録(以下「登録施設」という。)するものとする。

(登録の変更等)

第6条 登録施設が登録した内容の変更をしようとするとき又は登録を廃止しよう

とるときは、明石市「赤ちゃんの駅」内容変更・廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の解除）

第7条 市長は、登録施設が登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

（施設の管理及び利用の制限等）

第8条 登録施設は、「赤ちゃんの駅」をその管理者の責任において管理するものとし、管理者は、利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行うものとする。

2 登録施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

（1）安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

（2）利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき。

（3）臨時的に施設を休業するとき。

（4）その他施設管理上の支障があるとき。

（登録標示）

第9条 登録施設は、明石市（以下「市」という。）が交付する「赤ちゃんの駅」標示物（以下「標示物」という。）を施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示し、適正に管理するものとする。

（実施状況の報告等）

第10条 市長は、登録施設管理者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができるものとする。

（広報等）

第11条 市長は、市のホームページや刊行物への掲載等により、登録施設を市民に広く周知するものとする。

2 登録施設は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成23年12月15日制定）

（施行期日）

1 この要領は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年4月14日制定）

(施行期日)

- 1 この要領は、制定の日から施行する。